

軽自動車税（種別割）について

軽自動車税（種別割）は**毎年4月1日現在の所有者**に課税されます。廃車・譲渡・盗難等により登録の軽自動車を所有しなくなった場合は、3月末日までに廃車手続きが必要です。手続きが遅れますと、令和4年度も課税されることがありますので、ご注意ください。納税通知書は、毎年5月上旬に発送しています。

○平成28年度課税より、最初の新規検査から13年経過した三輪・四輪の軽自動車について、重課税が導入されています。

※令和4年度課税の重課対象

平成21年3月31日以前に最初の新規検査をした車両（自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成21年3月」以前）

【お問合せ】 税務課 税務グループ

☎63-1111 内線132~134

車種内容		税額	
原付	一種（50cc以下）	2,000円	
	二種（90cc以下）	2,000円	
	二種（125cc以下）	2,400円	
軽自動車	二輪	3,600円	
	三輪	3,900円	
	四輪	乗用（自家用）	10,800円
		貨物（自家用）	5,000円
		乗用（営業用）	6,900円
		貨物（営業用）	3,800円
ポート・トレーラー	3,600円		
二輪の小型自動車		6,000円	
小型特殊	農耕用	二輪	2,400円
		四輪（1,000cc以下）	3,000円
		四輪（1,000cc超）	3,900円
	その他	5,900円	
ミニカー		3,700円	

潮来市消費生活センターからのお知らせ

副業サイトに注意！



【事例】.....

インターネットで、「チャットで相談にのるだけ」とのアルバイトを見つけて副業サイトに登録し、保険証と学生証の写真を送った。相手の男性から相談の報酬以外に20万円を贈ると言われ、個人情報交換のために有料の手続きが必要になった。5千円、1万円、3万円、5万円をクレジットカードとプリペイド型電子マネーでサイトに支払い、「これで最後だ」と言われた。しかし手続きがうまくいかなかったとして、さらに7万円を請求され、騙されたと気がついた。返金してほしいが、どうしたらいいか。

【解説・アドバイス】.....

- ・「お金を受け取るために必要」など、支払を促すようなメッセージが届いても相手の言葉を鵜呑みにせず、冷静に判断しましょう。
- ・やりとりの内容の記録は、返金を求めるための証拠となります。サイトを退会するとメッセージを確認できなくなってしまうため、スクリーンショット等をして保存したうえで最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。
- ・インターネットで「副業」や「在宅ワーク」と検索して表示されるサイトの中には、「相談にのるだけで報酬がもらえる」などとうたって、手続き費用等として高額なお金を請求するサイトが紛れている場合があります。安易に登録しないようにしましょう。

困ったときやトラブルにあってしまった場合は、一人で悩まず、すぐに潮来市消費生活センターにご相談ください。

【お問合せ】 潮来市消費生活センター ☎62-2138

（午前9時30分～正午、午後1時～4時30分 ※土日・祝日・年末年始を除く）